

## 委員長就任のご挨拶と委員会の活動

大阪弁護士会 民暴委員会委員長  
弁護士法人中央総合法律事務所  
弁護士 古川 純平

令和4年4月より、大阪弁護士会の民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会（以下、「民暴委員会」といいます。）の委員長に就任いたしました（令和5年3月までが任期となります）。どうぞよろしくお願いたします。

民暴委員会では、暴力団等を中心とする反社会的勢力からの被害予防・救済活動を主な活動内容としています。

近年、暴力団組員自体は減少傾向にあるものの、山口組系暴力団の分裂抗争等もあって、組員による発砲等の抗争事件や、組員ではないものの半グレ集団による事件等も勃発しております。また、特殊詐欺の被害件数、被害金額は高止まりする傾向にあります。また、暴力団の大きな収入源になっていると言われております。この他、一般市民であっても、行政や企業等へ悪質なクレームを行うような事案が増加傾向にあり、これらの対策も必要となります。

民暴委員会としては、上記のような対策の一環として、暴力団組員や組長への損害賠償請求訴訟、暴力団の組事務所の明渡請求、組事務所の使用差止請求等の暴力団等を相手方とする事件や、悪質なクレーマーに対し、法的手続も含めた各種対応を行う案件等について、弁護団を結成して対応しております。

この弁護団には、ベテランの弁護士から若手の弁護士まで幅広く参加しておりますので、それぞれが事件対応を通じて経験を積み重ね、ノウハウを継承することができています。

また、民暴委員会としては、上記のような事件対応のみならず、知見をより深めるために各種勉強会を実施して研鑽を積むことや、被害予防等のために、各種研修の実施、政策提言などの活動も行っております。

反社会的勢力や悪質クレーマーからの被害でお困りの方や、事前の予防等について興味がある方におかれましては、民暴委員会へのご相談をご検討ください。

以上